

# 熊本県公報

号外 第34号  
令和4年(2022年)  
6月22日(水)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 登 載 依 頼

○選挙長の事務を行う場所	(選挙管理委員会)	1
○選挙分会長の事務を行う場所	( 〃 )	1
○選挙長及び選挙長職務代理者の選任	( 〃 )	1
○選挙分会長及び選挙分会長職務代理者の選任	( 〃 )	2
○投票用紙の様式の決定	( 〃 )	2
○ポスター掲示場に掲示するポスターの掲示開始日の決定	( 〃 )	3
○選挙分会の場所及び日時の決定(比例代表)	( 〃 )	3
○選挙会の場所及び日時の決定(選挙区)	( 〃 )	4
○選挙運動事務従事者及び労務者に対する実費弁償及び報酬の額の最高額の決定	( 〃 )	4
○投票所内の名称等の掲載順序を決定する場合のくじを行う場所及び日時の決定(比例代表)	( 〃 )	4
○政見放送の放送日時を決定する場合のくじを行う場所及び日時の決定	( 〃 )	4
○政見放送を行わない候補者の経歴放送の取扱い	( 〃 )	5
○選挙公報の掲載順序を決定する場合のくじを行う場所及び日時の決定(選挙区)	( 〃 )	5
○選挙公報の掲載順序を決定する場合のくじを行う場所及び日時の決定(比例代表)	( 〃 )	5
○選挙立会人決定のくじの場所及び日時の決定(選挙区)	( 〃 )	5
○選挙立会人決定のくじの場所及び日時の決定(比例代表)	( 〃 )	5

### 登 載 依 頼

#### 熊本県選挙管理委員会告示第22号

令和4年(2022年)7月25日に任期満了することに伴い執行する参議院熊本県選出議員選挙に係る選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

令和4年(2022年)6月22日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

熊本県選挙管理委員会室(熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館3階)

ただし、候補者届及び候補者辞退届の受付に関する事務は、熊本県庁行政棟本館地下大会議室で行う。

#### 熊本県選挙管理委員会告示第23号

令和4年(2022年)7月25日に任期満了することに伴い執行する参議院比例代表選出議員選挙に係る選挙分会長の事務を行う場所は、次のとおりである。

令和4年(2022年)6月22日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

熊本県選挙管理委員会室(熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館3階)

#### 熊本県選挙管理委員会告示第24号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第75条第3項の規定に基づき、令和4年(2022年)7月25日に任期満了することに伴い執行する参議院熊本県選出議員選挙における選挙長及び選挙長に事故があるとき又は欠けたとき、その職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

令和4年(2022年)6月22日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

区 分	氏 名	住 所
選 挙 長	松 永 榮 治	熊本県熊本市中央区水前寺 6-35-25
選挙長に事故があるとき又は欠けたとき その職務を代理する者	小 嶋 一 誠	熊本県阿蘇市湯浦993

熊本県選挙管理委員会告示第25号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項の規定に基づき、令和4年（2022年）7月25日に任期満了することに伴い執行する参議院比例代表選出議員選挙における熊本県選挙分会長及び熊本県選挙分会長に事故があるとき又は欠けたとき、その職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

令和4年（2022年）6月22日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

区 分	氏 名	住 所
熊 本 県 選 挙 分 会 長	坂 口 眞 理	熊本県熊本市南区白藤2- 3-81
熊本県選挙分会長に事故があるとき又は 欠けたときその職務を代理する者	池 田 廣	熊本県熊本市北区高平2- 17-26

熊本県選挙管理委員会告示第26号


公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第5条第1項の規定に基づき、令和4年（2022年）7月25日に任期満了することに伴い執行する参議院議員通常選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和4年（2022年）6月22日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

1 選挙区選出議員選挙

こうほしやしめい  
候補者氏名



選 挙 区 選 出 議 員 選 挙 投 票

第 二 十 六 回 参 議 院

○ 注 意

一 候 補 者 の 氏 名 は、欄 内 に 一 人 書 く こと。

二 候 補 者 で ない 者 の 氏 名 は、書 かない こと。

熊 本 県 選  
挙 管 理 委  
員 会 之 印

備 考

- 1 規格は、縦13センチメートル、横9センチメートルとする。
- 2 紙の色は、クリー色とする。
- 3 文字は、黒色とする。
- 4 「熊本県選挙管理委員会之印」は刷り込みとする。

2 比例代表選出議員選挙

こうほしやしめいまた  
候補者氏名又

せいとう た  
は政 党その他

せいじだんたい  
の政治団体の

めいしょうも  
名称若しくは

りやくしょう  
略 称

比例代表選出議員選挙投票

第二十六回参議院

熊本県選  
挙管理委  
員会之印

○注 意

一 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。

二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を、欄内につき書くこともできること。

備 考

- 1 規格は、縦13センチメートル、横9センチメートルとする。
- 2 紙の色は、白色とする。
- 3 文字は、赤色とする。
- 4 「熊本県選挙管理委員会之印」は刷り込みとする。

熊本県選挙管理委員会告示第27号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定に基づき、令和4年7月10日執行参議院熊本県選出議員選挙においてポスター掲示場にポスターを掲示することのできる日を次のとおり定める。

令和4年（2022年）6月22日 熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

令和4年（2022年）年6月22日

熊本県選挙管理委員会告示第28号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第2項及び同法第78条の規定に基づき、令和4年7月10日執行参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時を次のとおり定める。

令和4年（2022年）6月22日 熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

- 1 場 所 熊本県庁行政棟本館8階 801会議室  
(熊本市中央区水前寺六丁目18番1号)

2 日 時 令和4年(2022年)7月13日 午前10時

熊本県選挙管理委員会告示第29号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第77条第1項及び同法第78条の規定に基づき、令和4年7月10日執行参議院熊本県選出議員選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定める。

令和4年(2022年)6月22日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

- 1 場 所 熊本県庁行政棟本館8階 801会議室  
(熊本市中央区水前寺六丁目18番1号)
- 2 日 時 令和4年(2022年)7月13日 午前10時30分

熊本県選挙管理委員会告示第30号

令和4年7月10日執行参議院熊本県選出議員選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第197条の2第1項及び第2項の規定に基づき、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のたために使用する労働者に対する支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者(選挙運動のために使用する事務員、専ら同法第141条第1項の規定により選挙運動のたために使用する自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者に限る。)に対し支給する報酬の最高額を、次のとおり定める。

令和4年(2022年)6月22日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

- 1 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額
  - イ 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
  - ロ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
  - ハ 車泊料(食事を除く。) 陸路旅行(鉄道旅行を除く。)につき1夜につき12,000円
  - ニ 宿泊料(食事を除く。) 1夜につき1,000円、1日につき3,000円
  - ホ 弁当料 1食につき500円
  - ヘ 茶菓料 1日につき500円
- 2 選挙運動のために使用する労働者1人に対し支給することができる報酬の額
  - イ 基本日額 10,000円以内
  - ロ 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割
- 3 選挙運動のために使用する労働者1人に対し支給することができる実費弁償の額
  - イ 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ1のイ、ロ及びハに掲げる額
  - ロ 宿泊料(食事を除く。) 1夜につき10,000円
- 4 選挙運動に従事する者に対する支給することができる報酬の額
  - イ 選挙運動のために使用する事務員 1人1日につき10,000円
  - ロ 専ら同法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 1人1日につき15,000円
  - ハ 専ら手話通訳のために使用する者 1人1日につき15,000円
  - ニ 専ら要約筆記のために使用する者 1人1日につき15,000円

熊本県選挙管理委員会告示第31号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第175条第3項の規定に基づき、令和4年7月10日執行参議院比例代表選出議員選挙において、投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所における掲示をする場合の掲載の順序を決定するくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

令和4年(2022年)6月22日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

- 1 場 所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館3階 熊本県選挙管理委員会室
- 2 日 時 令和4年(2022年)6月22日 午後6時

熊本県選挙管理委員会告示第32号

政見放送及び経歴放送実施規程(平成6年自治省告示第165号)第14条第1項の規定に基づき、令和4年7月10日執行参議院熊本県選出議員選挙における候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

令和4年(2022年)6月22日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

- 1 場 所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館3階 熊本県選挙管理委員会室
- 2 日 時 令和4年(2022年)6月22日 午後6時15分

**熊本県選挙管理委員会告示第33号**

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第4条第1項の規定に基づき、令和4年7月10日執行参議院熊本県選出議員選挙において政見放送を行わない候補者の経歴放送の取扱いを、次のとおり定める。  
令和4年（2022年）6月22日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治  
政見放送を行わない候補者の経歴放送については、政見放送を行う全ての候補者の政見放送が終わった直後に続けて行うものとする。政見放送を行わない候補者が2人以上ある場合、経歴放送の順序は、熊本県選挙管理委員会がくじで定めるものとし、このくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりとする。

- 1 場 所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県選挙管理委員会室  
熊本県庁行政棟本館3階 熊本県選挙管理委員会室
- 2 日 時 令和4年（2022年）6月22日午後6時15分から行う参議院熊本県選出議員選挙における候補者の政見放送の放送日時を定めるくじの後、引き続き行う。

**熊本県選挙管理委員会告示第34号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第5項の規定に基づき、令和4年7月10日執行参議院熊本県選出議員選挙における選挙公報に候補者の氏名、経歴、政見等を掲載する場合において、その掲載の順序を決定するくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。  
令和4年（2022年）6月22日

- 1 場 所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治  
熊本県庁行政棟本館3階 熊本県選挙管理委員会室
- 2 日 時 令和4年（2022年）6月23日 午後6時

**熊本県選挙管理委員会告示第35号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第5項の規定に基づき、令和4年7月10日執行参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報に名簿届出政党等の名称及び略称、政見、名簿登載者の氏名、経歴及び写真等を掲載する場合において、その掲載の順序を決定するくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。  
令和4年（2022年）6月22日

- 1 場 所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治  
熊本県庁行政棟本館3階 熊本県選挙管理委員会室
- 2 日 時 令和4年（2022年）6月24日 午前9時

**参議院熊本県選出議員選挙選挙長告示第1号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条の規定に基づき、令和4年7月10日執行参議院熊本県選出議員選挙における選挙立会人決定のくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。  
令和4年（2022年）6月22日

- 1 場 所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 参議院熊本県選出議員選挙選挙長 松 永 榮 治  
熊本県庁行政棟本館3階 熊本県選挙管理委員会室
- 2 日 時 令和4年（2022年）7月7日 午後6時

**参議院比例代表選出議員選挙熊本県選挙分会長告示第1号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条の規定に基づき、令和4年7月10日執行参議院比例代表選出議員選挙の熊本県選挙分会における選挙立会人決定のくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。  
令和4年（2022年）6月22日

- 1 場 所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 参議院比例代表選出議員選挙熊本県選挙分会長 坂 口 眞 理  
熊本県庁行政棟本館3階 熊本県選挙管理委員会室
- 2 日 時 令和4年（2022年）7月7日 午後6時20分